

TMBニュース

税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp/>
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 7ア7南森町6F

令和6年1月31日発行
 担当：池田・友成
 TEL：06-6361-8301 FAX：06-6361-8302

雇用者給与等支給額増加税額控除制度の改正

1. 改正の概要

(1) 中小企業(資本金1億円以下の法人等)
 全雇用者の給与を前年度に比べ1.5%以上増額すると、増加額の15%を法人税額から控除することができる制度があります。その適用期限が3年間延長され、令和9年3月31日まで延長される予定です。前年比2.5%以上増額の場合は控除率30%となり、教育訓練費(従業員の職務に必要な技術・知識を取得させ、又は向上させるための費用)の前年比が5%以上(改正前10%)増加している場合には控除率の10%上乗せは改正前と同様ですが、要件については全雇用者給与等支給額の0.05%以上であることが付け加えられます。さらに女性活躍(えるぼし認定制度)・子育て支援企業(くるみん認定制度)には5%上乗せされ、中小企業の最大控除率は45%(改正前40%)と引き上げられます。また、中小企業に限り、利益が僅少又は赤字等にもかかわらず、厳しい業況の中でも賃上げを行っている企業が税制の適用がされるように、雇用者給与等支給額が比較雇用給与等支給額を超える場合には税額控除額を5年間繰越すことができるようになります。

(2) 中堅企業

地域の良質な雇用を支える中堅企業にもより賃上げしやすい環境を整備するため、資本金が1億円超であっても青色申告書を提出し、常時使用する従業員の数が2,000人以下であれば中堅企業とし要件が緩和されます。前年比3%以上の場合は大企業と同様控除率は10%(改正前15%)に引き下げられますが、4%以上の場合には改正前と同様の控除率25%となります。教育訓練費や両立支援・女性活躍を上乗せすると、中堅企業の最大控除率は35%(改正前30%)と引き上げられます。

(3) 大企業

大企業ではより高い賃上げを強化するため3%の賃上げの要件は維持しつつ、段階的に7%までの賃上げ率の要件を設定することになります。前年比3%以上の場合には控除率10%(改正前15%)、4%以上の場合には控除率15%(改正前25%)、5%以上の場合には控除率20%、7%以上の場合には控除率25%(改正前の最高税額控除率と同様)となります。教育訓練費や両立支援・女性活躍を上乗せすると大企業の最大控除率は35%(改正前30%)と引き上げられます。

2. えるぼし認定基準(えるぼし=Lady 星)

女性活躍のためにえるぼし認定制度があり、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定されます。えるぼし認定は項目の達成度合いによって3段階で評価され、令和2年6月からは新たにプラチナえるぼしが設定されました。大企業はプラチナえるぼし認定を受けている場合、中堅企業はえるぼし認定(3段階目)以上を受けている場合、中小企業はえるぼし認定(2段階目)以上を受けている場合は税額控除率に5%上乗せされます。

3. くるみん認定基準(くるみん=おくるみから子どもをくるむ支援をイメージ)

子育て支援のためにくるみん認定制度があり、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、男女関係なく、子育てをしやすい環境に関する企業取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定されます。大企業、中堅企業はプラチナくるみん認定を受けている場合、中小企業はくるみん認定以上を受けている場合は税額控除率に5%上乗せされます。

ご不明な点・ご質問等がございましたら弊社までお気軽にいつでもご連絡ください。

(1-3) 賃上げ促進税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

拡充・延長

- 30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、**構造的・持続的な賃上げを実現することを目指す。**

企業規模	改正後【措置期間：3年間】					改正前【措置期間：2年間】						
	継続雇用者給与等支給額(前年度比)	税額控除率	教育訓練費(前年度比)	税額控除率	両立支援・女性活躍	税額控除率	最大控除率	継続雇用者給与等支給額(前年度比)	税額控除率	教育訓練費(前年度比)	税額控除率	最大控除率
大企業 ※1	+3%	10%	+10%	5% 上乗せ	両立支援・女性活躍 プラチナくるみん or プラチナえるぼし	5% 上乗せ	35%	+3%	15%	+20%	5% 上乗せ	30%
	+4%	15%						+4%	25%			
	+5%	20%						-	-			
中堅企業 ※2	+3%	10%	+10%	5% 上乗せ	両立支援・女性活躍 プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5% 上乗せ	35%	-	-	-	-	-
	+4%	25%										
中小企業 ※3	+1.5%	15%	+5%	10% 上乗せ	両立支援・女性活躍 くるみん or えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ	45%	+1.5%	15%	+10%	10% 上乗せ	40%
	+2.5%	30%						+2.5%	30%			

- ※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。
- ※2 従業員数2,000人以下の企業(その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。)が適用可能。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。
- ※3 中小企業者等(資本金1億円以下の法人、農業協同組合等)又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者(雇用保険の一般被保険者に限る)。
- ※5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
- ※6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※7 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
- ※8 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能※8。